

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 第7回会合議事録

日 時：平成22年10月8日（金）16:00～18:10

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、漆委員、尾花委員、清原委員、国分委員、
坂田委員（代理：荒木氏）、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理：設楽氏）、
別所委員

発表者等：吉岡氏（EMA）、山田氏（（社）電気通信事業者協会）

（内閣府）：末松内閣府副大臣、村木政策統括官、太田審議官、高須参事官

（オブザーバー）：

内閣官房内閣参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁生活安全局少年課長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房秘書課付、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 青少年インターネット環境の整備等に関する検討の方向性
- (2) 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の進め方
- (3) 青少年インターネット環境の整備等に係る法施行状況(1)
 - ① 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」のフォローアップ結果
 - ② （社）電気通信事業者協会発表
 - ③ モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）発表
- (4) 青少年インターネット環境の整備等に係る自由討議
- (5) その他

3. 閉 会

4. 議事内容

○清水座長 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、第7回になりますが「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を始めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

始めに、委員の出欠状況につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○高須参事官 事務局の高須です。よろしくお願ひいたします。

御報告いたします。本日は、遅れてみえる委員がいらっしゃるけれども、代理の方を含め、全員御出席となっております。なお、坂田委員の代理で荒木様、半田委員の代理で設楽様に御出席いただいております。

以上でございます。

○清水座長 それでは、最初に末松内閣府副大臣からごあいさつをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○末松副大臣 どうもこんにちは。新任の内閣府副大臣の末松と申します。本日は、お忙しいところを御出席賜りまして、本当にありがとうございます。

青少年のインターネット利用につきましては、皆様御承知のとおり、昨年4月に青少年インターネット環境整備法が施行され、6月には本検討会での御提言を踏まえて基本計画が決定されました。この法律及び基本計画に基づき、国や地方公共団体のみならず、事業者、学校、そして保護者が一致結束した幅広い取組が今広がっているところでございます。

しかし、インターネットの利用環境は日々進歩しておりまして、スマートフォンなどの高性能な機能、インターネットを利用できるゲーム機やテレビの登場など、こういった新しい生活環境が生み出されておりますので、インターネット利用についても新たな展開を迎えているものと考えております。

こうした環境の変化に迅速に対応するため、この青少年インターネット環境整備法の3年目見直しに向けた検討を始める必要がございます。今回はもう7回目ということでございますので、見直しに向けた御検討をこれから精力的にやっていただくということで心から感謝をし、また敬意を申し上げたいと思います。

どうか御検討のほど、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

○清水座長 末松副大臣、どうもありがとうございました。副大臣は公務の関係がございますので、ここで御退席されます。ありがとうございました。

(末松副大臣退室)

○清水座長 ありがとうございます。それでは、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○高須参事官 配付資料でございます。座席表は別といたしまして、1枚目に議事次第がございます。1枚めくっていただきますと資料一覧がございます。資料は1～8まで、参考資料は1～5までございます。

資料1は横長の1枚紙。

資料2も同じ。

資料3も同じでございます。

資料4はホチキスどめをしておる横長のものです。

資料5も同じ形態のもの。

資料6も縦長のホチキスどめしておるものがございます。

資料7はホチキスどめの横長の総務省資料。

資料8はクリップでとめておりまして、警察庁関係でございます。

参考資料の方は、その下の方に出てまいります、参考資料1もクリップどめで法の関係です。

参考資料2は同様に計画の関係の参考資料。

参考資料3は縦長でホチキスどめ、基本計画のフォローアップの関係。

参考資料4につきましては、春に行いました結果の報告のもの。

参考資料5でございますが、字が小さくて恐縮でございますけれども、条例の関連の動きということでA3のホチキスどめのものを用意してございます。

不足等ございましたら、また事務局まで申し付けいただければと存じます。

併せまして、本日の会議の議事録でございますけれども、別途、各委員の皆様方に御確認いただいた上で座長にお諮りし、公開させていただきたく存じておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○高須参事官 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います、一番上にあります議事次第を御覧いただきたいと思います。(1)～(5)その他を含めまして、5つでございます。

最初は(1)(2)の検討の方向性並びに検討会の進め方の2つをまとめて審議していただきたいと思います。最初に資料1と資料2を事務局から御説明をお願いいたします。

○高須参事官 まず、資料1「検討の方向性(案)」ということでありまして、3つ記載してございます。イメージで申し上げたいと思うんですけれども、1つ目の■につきましては、以前見ていただきました基本計画のレビューというイメージで記載してございます。

2つ目の■につきましては、青少年インターネット環境整備法のレビューというイメージであります。

3つ目の■は、更なるレビューというイメージで書き記しているつもりでございます。

これらを一言で言い表すならば、検討会としては構えを広くして進めていくということではいかがかと思っております。極端な言い方になりますけれども、本検討会におきますレビューの結果、このまま何も変えないという選択肢もあるであろうし、制度を抜本的に見直すという選択肢もあるだろうということで、あらゆる選択肢について現段階において一切排除していないということで考えてはいかがかと思っております。

ただし、1点だけ補足をしておきたいと存じます。副大臣のごあいさつにもございましたけれども、レビューというか見直しの関係であります、根っこの規定となる法の附則3条の制定の趣旨でございます。

先ほどの下の参考資料の方に飛びますが、参考資料1で法律の関係の資料がございましたけれども、附則3条自体は参考資料1-2の後ろの方に出てまいります、なぜ置かれたかということがございます。それに関連しまして、法案審議の際に附則3条をめぐるやりとりがございます、参考資料1-4がかたまりの一番後ろの方に出てまいります、抜粋をいたしております。

例えばこの中で質疑がございます。例えば提案者側で松本剛明衆議院議員でありますけれども、真ん中の下の5行辺り「そもそも規制を今回も青少年の大変な今の危機的な状況にかんがみれば、やむを得ずせざるを得なかったという状況でこの法律は制定をされているものというふうに解しておりますので、今後も更なるリテラシーの強化などといったことも考えられると思いますが、一概に規制強化というものは私ども提案者は考えていないというふうに申し上げたいと思います」といった答弁がございます。

あるいは1枚めくっていただきますと、古屋範子衆議院議員の答弁の下の4行のところになりますけれども、「本法案では、青少年のインターネット環境を取り巻く状況の変化を勘案して、附則三条には制度の見直しの検討条項を設けておりますけれども」云々といった当時の御発言があったことを、ここで紹介をさせていただきたいと存じます。

続きまして、資料2の方に移らせていただこうと存じます。さて、その検討会自体の進め方(案)でございます。これは基本計画のときを参考にいたしまして、本日の検討会を含めまして来年6月ごろまでに5回ほど開催しまして、法の施行状況の検討結果を中間報告という形でとりまとめることとしてはいかがかと考えているところでございます。

特に今回につきましては、関係各省庁におきまして、この検討会からすれば、言わば専門部会とも言うべき各々の所管に係るワーキンググループといたしまししょうか、検討・研究の会合が並行して行われていくと伺っておりますものですから、今日集まっておりますオプザーバーの方々を通じまして情報を頂戴したり、あるいは逆に情報を持ち帰っていただくなど、相互の連携を深めながらそれぞれの議論を収れんさせていければと考えている次第でございます。

簡単でございますが、ポイントは以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。検討の方向性というのは非常に重要な点でありますけれども、進め方を含めて御説明いただきました。何かこの点に関して質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

具体的な課題については次のところで十分時間をとって御検討いただきたいと思います。

それでは、次の議事に移らせていただきたいと思います。次は①②③ということになっておりまして、②に書かれておりますように、電気通信事業者協会あるいはEMAから御説明をいただくようにしております。それに先立ちまして、事務局から基本計画のフォローアップの結果について御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。資料3になります。

○高須参事官 資料3でございます。本体は参考資料3の方でございますけれども、この

場では資料3ということで、今後の課題を中心に御説明させていただこうと思っています。

今後の課題でありますけれども、総括としまして、真ん中の辺りですが「青少年による携帯電話を通じたインターネット利用を前提として、社会全体での更なる取組が必要」としております。その上で、5つほど記してございますけれども、教育・啓発の関係につきましては、効果的な活動の検討を進めながら、家庭のルールづくり等への更なる支援の必要性。フィルタリングの関係であります。性能の向上と一層の普及。民間団体の支援でありますけれども、メンタル面を含めた支援の充実化。その他、関係機関間の連携、国際連携の推進と列挙いたしたところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。ただいま御説明がありましたように、前回、4月ですけれども、ここでありました第6回検討会の意見を踏まえたものであります。それ以降で何かここで御発言があればと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、前回よりは十分議論していただくことになろうと思います。

次の議題は⑤になりますが、社団法人電気通信事業者協会からの御説明ですが、坂田委員が御欠席ですので、代理の荒木さんをお願いしたいと思います。資料4ですが、10分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○坂田委員（代理・荒木氏） 今、御紹介いただきました、電気通信事業者協会の荒木と申します。それでは、私の方から、電気通信事業者協会ということで通信事業者が昨年4月の法施行後にどういう取組をやってきたかということを中心に御説明させていただきたいと思っております。

お手元に資料4と書かれております資料がございますので、それを併せて御覧いただきたいのと、参考資料といたしまして机の上に幾つか冊子の資料がございます。NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、その3社の安心ブックというような冊子の資料と、これはソフトバンクの資料になりますけれども、「考えよう、ケータイ」「みんなで考えよう、ケータイ」と書かれておりますチラシの資料がございます。これも説明の中で触れさせていただくということで、後で御参考ということで御確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

（P P）

まず、私ども電気通信事業者協会ですけれども、1987年にこちらに書いております設立目的、電気通信事業者共通の課題への対処等を通じて、電気通信事業の健全な発展と国民の利便性向上に資するということを目的に設立された団体でございます。

具体的な組織が左下に書かれているわけなんですけれども、その中で赤い枠で囲っております携帯電話委員会という委員会を設けておまして、これは主に携帯電話の携帯電話、PHSに関わるいろいろな課題について議論するという委員会なんですけれども、右上に書かれておりますけれども、下部部会ということで、青少年有害情報対策部会を始めとしまして、いろいろな課題、テーマに応じた部会を設けております。今回の青少年インター

ネット環境整備法に絡むようないろいろな対策につきましては、赤印で書かれております青少年有害情報対策部会というところでこれまでずっと議論してきているところでございます。

(P P)

今、申し上げました青少年有害情報対策部会なんですけれども、こちらは 2006 年に青少年の安全な利用促進のためにということで設立されたものでございまして、月 1 回程度の定期的な活動ということで書かれておりますけれども、現状まで既に 80 回開催しているというような状況がございまして。

併せて申し上げますと、昨年 4 月の法施行後、1 年半経ちますけれども、この 1 年半の間に都合 27 回、月平均のペースで言いますと 1.5 回ということで若干ペースを上げて取組を行っているというような状況もございまして。

活動内容といたしましては、ここに書かれていますように、フィルタリングの普及促進のいろんな施策を事業者横断的にみんなで議論して考えるというようなことですか、対外的にフィルタリングの加入数、そういったデータをどういう形で公表すればいいかということですか、事業者としてキャンペーンを行っているいろいろ普及啓発を図るというようなさまざまなことについて取り組んでおります。

活動実績についてはここに書かれておりますので、後でこれらを御覧いただければと思います。

(P P)

では、具体的に私ども事業者の方でどういう取組を行っているかということにつきまして、これから幾つか事例も交えまして紹介させていただきます。ここに全体像ということで大きな枠組みとしてどういうことをやっているかということが一覧できるような形でまとめてございます。

大きく分けると 2 つの柱があるのかなと考えております。青い色で色付けしている部分は、安心・安全に携帯電話を利用できるいろんなサービスですとか、機器といったものの提供に関わるような内容の取組でございまして。

具体的に言いますと、フィルタリングサービスですとか、子ども向けの端末の普及促進といった、言わばサービス、機器によって物理的に有害情報から子どもたちを守るというようなことをやるような取組になります。

下の方の黄色で示している部分ですけれども、これはどちらかといいますとソフト面と申しますか、よくリテラシー教育ですとか情報モラル教育、そういったことが言われておりますけれども、携帯を使う上でもいろいろなマナーですとかルール、そういったものを中心に世の中に対していろんな働きかけを行うというような取組がこちらになります。

例といたしましては、右側に書かれておりますような、家庭でのルールづくりの推進あるいは教育プログラムの実施ということを大きな柱として私どもは取組を行っております。

(P P)

そういう取組をやっていく中で、先ほど申し上げましたフィルタリングサービスがどのような形で世の中に普及しているかというようなことで、フィルタリングの契約数の推移をこちらに示してございます。

赤い線でトリガーになるようなタイミングを示しているわけなんですけれども、**2008**年6月の法制定と**2009**年4月における法施行、それが幾つかトリガーになるタイミングになっているかと思うんですけれども、下の方に具体的にどの時期にどういう取組をやったかということも記載されておりますので、それと若干照らし合わせて見ていただければよろしい部分があるんですけれども、**2009**年3月末、これは法施行前の段階なんですけれども、この時点で**573**万の契約がございました。**2008**年12月末～**2009**年3月末の間はかなり契約が増えているわけなんですけれども、それはなぜかと申しますと、真ん中のフィルタリングサービス申込・解除の運用改善と書かれているところに、**2009**年1月～2月にかけて、既存契約の取組強化ということで、基本的には**18**歳未満の未成年の契約者の方につきましては、事前に一定の周知期間を設けて、不要の申し出がなければ自動的にフィルタリングを適用するというような取組を行いました。その結果といたしまして、3月末の時点でかなり増えたという状況がございました。

それ以降、1年と3か月、最新のデータといたしましては**2010**年6月末のデータが最初になるんですけれども、その時点におきまして**700**万の契約に至っているというような状況がございました。数字的に言いますと、1年3か月の間、要は法施行後におよそ**127**万の契約が伸びているという状況がございました。

(P P)

フィルタリングサービスなんですけれども、フィルタリングにつきましては、ホワイトリスト、ブラックリスト、2つの方式があるわけなんですけれども、ブラックリスト方式につきましては特定のカテゴリーごとにはじく、はじかないというような形になっておまして、本来、はじいてはいけないようなものまではじかれてしまうとか、見たいものが見られないというようないろいろ御意見をいただいたりしている部分がございました。

そういった世の中の利用者のいろいろなニーズに応じるという形で、私ども事業者側の方でもニーズに合わせたきめ細かなフィルタリングのサービスを提供しようということで、右側に書かれておりますようないろいろな取組を実施してきたところでございます。

一番上に書かれておりますのは、個別フィルタリング設定。これはカスタマイズ機能と言い換えてもいいかと思うんですけれども、例えば個別のサイトごとにこれは閲覧できる、できないということを設定できるようなサービス、あるいはカテゴリーごとに設定ができるようなサービス、そういったもののサービスの提供も行っております。

併せて、2番目のところは時間帯の制限ということで、例えば深夜の時間帯のみは規制をかけたい。ここの時間帯のみ使わせたいというようなニーズにも応えられるような形のサービスも提供してございます。

3番目のところなんですけれども、これはソフトバンク社の方で提供しているサービス

なんですけれども、ブラックリスト方式の中でも、例えば年齢ですとか判断力、知識に応じた形で、中学生であつたら見せたくはないけれども、高校生ぐらいの判断力が伴えば見せてもいいのではないかと思えるようなサイトについては見せられるようにということで、ブラックリスト方式につきましても幾つかレベル分けをいたしまして、レベルに応じたアクセス範囲を持たせるというようなサービスの提供も行っているところでございます。

(P P)

これは各社ごとのフィルタリングサービスのメニューになりまして、詳細は 23 ページ以降に参考という形で各社ごとの詳しいデータがございますので、後で御覧いただければと思います。

(P P)

フィルタリングサービスにつきましては、私どももなるべくこれを普及させていきたいということでいろいろな取組を行っているわけなんですけれども、ここではソフトバンクモバイルの例を挙げまして、具体的にどういう取組をやっているかということ若干まとめてございます。

1つはフィルタリングの原則適用の部分につきまして、新規契約者につきましては原則フィルタリングを適用するという事になっているんですけれども、申込書についても親権者同意書につきまして、ウェブ利用制限が適用されることを原則とする考えに立った様式とし、不要という申告がない限りはこれが適用されるというような様式改訂も行っております。これは事業者ごとそれぞれ個々ではあるんですけれども、不要という申告がない限りはフィルタリング適用するという考えの下で各社とも取り組んでいるところでございます。

②のところではフィルタリングの解除理由の取得という項目がございますけれども、例えばフィルタリングを使っている利用者の方がやめたいという場合に、ソフトバンクにおきましては、解除する理由をきちんと考えていただくということで、理由を必ず提示していただくような理由欄を新設したということでございます。これによりまして安易な解除を防ぐというようなことをやっております。

(P P)

もう一つは、新規契約や機種変更のときに、実利用者の確認を行うという取組も併せて始めております。私ども、基本的には契約者という単位で契約を行って管理をしているわけなんですけれども、例えば親御さんの名義であってもお子さんが使うというようなケースがございます。そういうことをなるべく把握していきたいということで、こちらはソフトバンクさんの例になりますけれども、新規契約時の申込書あるいは機種変更の申込書におきまして、使用者情報欄という欄を設けまして、契約者とは異なる方が利用されることがきちんとわかるようにということで対応してございます。

(P P)

こういった諸々の運用における取組、各社ごとにいろいろな取組をやっているわけなん

ですけれども、事業者トータルとしても何らかの事業者横断的に最低限こういうことはやっていたかなければいけないのではないかなというような取り決めごとを「指針」という形で今年4月にとりまとめました。

ここに書いてございます「青少年携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」ということで、実際に契約する際ですとか、先ほど申し上げましたように解除する際において現場、窓口等々でどういう対応をすればいいのかということにつきましてとりまとめたものでございます。

具体的な内容といたしましては、ここに①～④というように書いてございますけれども、要は未成年の方が利用されるかどうかということを確認することから始めまして、フィルタリングが安易に外されないようにするためのきちんとした説明ですとか、フィルタリングというものはどういうものかということの説明ですとか、そういう諸々のことをここで規定してございます。

(P P)

こうすることによって、なるべく現場サイドで意識を合わせて取組が行われるようにということでやってございます。

すべての現場におきまして、なるべく均一的な、要は販売店の店員さんのスキルによらないで同じような対応ができるようにということで、説明のためのパンフレットですとか、そういうツール類も充実させるような取組を行ってございます。

ここに書かれております資料につきましては、先ほど申し上げましたように3社の分につきましては、お手元に配付してございますので、後で御覧いただければと思います。

(P P)

次に、先ほど申しましたフィルタリングサービスと併せまして、端末におきましても私どもなるべく安心してお子さんに持たせられるような端末ということで、子ども向けの端末、あるいは必ずしもお子様向けではないんですけれども、機能を限定した端末、そういった端末を提供してございまして、その普及に努めております。

例えば通信制限機能ということで、ウェブの閲覧ができないような端末ですとか、メールの送受信についても制限するような端末を私ども提供してございまして、そういうニーズにお応えしているというような状況もございます。

(P P)

これは具体的に子ども向けの端末あるいは機能限定の端末の事業者ごとのラインナップでございます。更に詳細につきましては 30 ページ以降に記載されてございますので、後で御確認いただければと思います。

(P P)

次は、先ほど2つの柱があるということで申し上げた下の方の部分、リテラシー教育ですとか、ルール、マナー、そういったものに関する部分になりますけれども、まず大きな柱といたしまして、家庭でのルールづくりの推進というような取組を行ってございます。

左側にチェックシートと書かれているんですけども、これは御家庭で御家族の方、親御さんとお子さんの方で、家庭で携帯をどういうふうに使えばいいのかということにつきましてルールづくりをする際の参考にとということで、ホームページの方にチェックシートというものをつくってございまして、ルールづくりの参考になるようにやってございます。

右側にT C Aキャンペーンと書いてございますけれども、T C Aの方では**2006**年以降、毎年キャンペーンというものを行っておりまして、ポスターを作成したりですとか、そういう形でフィルタリングの普及啓発に努めているところでございます。

当初はフィルタリングそのものの訴求を行っているような形だったんですけども、昨年は一步踏み込みまして、こちらに絵がかかれておりますポスターのように「親子で話そう、決めよう、ケータイのルール。」ということで、左側のチェックシートとも絡んでくるんですけども、実際に携帯を使う際にどういうことに注意しなければいけないのかということを中心に親子の間に話し合ってもらいたいということ、あるいはそれを踏まえてルールをきちんとつくっていただくということ、そういうことが大事だということを訴求するためのポスターを作成いたしまして、各自治体、小中学校を始めとして、約6万枚のポスターを配布させていただいたというような取組を行いました。

こういったルールづくりに基づいて、それを補助するためのサービスの提供ということで、例えば利用料金を管理したりですとか、ウェブの閲覧の履歴を親御さんが確認できるようなサービス、そういう提供もしてございます。これがそのラインナップになります。

(P P)

もう一点は、教育プログラムということで、これはケータイ安全教室ということで、事業者ごとにそれぞれ取り組んでいるわけなんですけれども、小・中・高等学校の生徒さん、あるいは保護者の方、教師の方、それぞれ対象にいたしまして出張教室という形で安全教室を行ってございます。

(P P)

今後の取組になりますけれども、先ほどの参考資料にも書かれておりましたような基本理念、ここに書かれているような3つの柱にのっとりまして私どもの方でも取組を進めていきたいということで、4項目ほど書かれてございますけれども、フィルタリングサービスの原則適用の更なる徹底ということと、カスタマイズ機能等々、利用者の選択肢を広げるサービスの提供、そういったものを行っていくということと、併せまして様々な機会を捉えた周知活動を今後強化していくということ、安心ネットづくり促進協議会を始めとする関係者と連携した取組を実施していくということで、今後も取組を進めていきたいと考えてございますので、何とぞ御協力をよろしくお願いいたします。

長くなりまして恐縮でございます。以上でございます。

○清水座長 荒木さん、どうもありがとうございました。短時間で誠に申し訳ありません。御意見等は後ほどまとめてお願いしたいと思います。

続きまして、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構のE M A 吉岡さん、お願いします。

○EMA事務局（吉岡氏） モバイルコンテンツ審査・運用監視機構事務局の吉岡でございます。今回、御発表の機会を頂きまして、誠にありがとうございます。時間も短いということもございますので、お手元の資料を暫時割愛させていただきながら、要点のみを御説明させていただこうと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

（P P）

先ほどT C Aの荒木様からも御発表がありましたとおり、私どももT C A様とも適宜協議をしながら、フィルタリングの改善活動に努めております。当初、青少年インターネット環境整備法が成立する前にも、総務省の方で検討会が開かれまして、携帯電話のフィルタリングにつきましては、画一性・非選択性という問題がある。その問題を克服するために、先ほどT C A様からも御説明がありましたとおり、カスタマイズ機能等のフィルタリングのサービスの多様化及び民間の第三者機関における、認定されたサイトについてはアクセス制限を解除するというような方針が出されたものに基づきまして、私どもの活動を行っております。

（P P）

続きまして、この内容が同様に平成 20 年 4 月の総務大臣要請の中でも②のところがございますとおり、第三者機関の認定サイト及びカテゴリーの選択を反映したブラックリスト方式ということが原則的には適用される。ただし、これは保護者の選択権を無視したものではありませんので、保護者の方がブラックリスト以外のフィルタリングサービスを申し込むということを阻害するものではなく、特に選択をされなかった場合について原則に適用されるものがブラックリスト、第三者認定の反映をされたブラックリストであるということとなっております。

（P P）

同じく青少年インターネット環境整備法の中でも同様の記載がございます。第 20 条の中に第 1 項、第 2 項というところできめ細かく設定できるようにすることと、閲覧制限を行う必要がない情報については、閲覧制限が行われることをできるだけ少なくするようにすることという規定がございますので、私どももこの考え方に基づいて現在活動を進めているところでございます。

（P P）

また、私どもの活動がひいては今どういう状況になっているかというところがございますが、子どもたちに非常に人気のあるサイトであるとか、子どもたちが使う必要性のあるサイトにつきまして、携帯電話のフィルタリングがかかるということになりますと、そういったサイトが利用できない場合には、保護者の方をお願いをしてフィルタリングをかけない、もしくはフィルタリングを解除するというような事態にもなりかねません。

そういった場合には、子どもたちが違法・有害情報に完全に罹患してしまうという状況になりますので、私どもの第三者機関による認定を行うことによって、右側の下のところにありますとおり、少なくとも監視をしっかりとしているところ、不適切な利用者に対して

ペナルティ制度などを実施しているところ、通報体制が整備されているようなサイト、こういった大人が見守るサイトの中で子どもたちがリテラシーを高めながら使っていく環境を整備していく。このことによって、子どもたちが安易にフィルタリングを外さないような取組の一環になっていると考えております。

(P P)

現在のフィルタリングの環境状況につきましては、先ほど T C A 様からの御発表がありましたので、そちらの方にお任せさせていただきます。

(P P)

私どもの第三者機関としての E M A としましては、平成 20 年 4 月 8 日に一橋大学の名誉教授でございます堀部政男が代表理事として設立をさせていただいております。

(P P)

現在の組織構成でございますが、民間の第三者機関ということで、審査をする機関として民間の機関としている中で、民間の予算の中でやるというのは、自画自賛的な審査体制になっているのではないかという御批判もいただくことはございますが、私どもは基準策定委員会及び審査・運用監視委員会という独立委員会制度を敷いております。経営を司っている理事会とは別に、基準策定委員会、審査・運用監視委員会が独立して運営を行っております。

審査ルールをつくります基準策定委員会及び審査・運用監視委員会につきましては、一般の民間の事業者から利害関係を有しない学識経験者、有識者の方だけで構成させていただいておりますので、理事会がこちらの基準の策定もしくは審査そのものについて直接関与することはできないようになっております。

また、理事会におきましても、民間の独立性を担保するためにも、事業者が理事に入ることを否定はしておりませんが、2分の1以下に定めるということで定款の中で定めております。ただし、本年度5月におきまして、理事改選がございまして、現在のところは有識者と事業者団体の代表の方のみという形で構成をさせていただいております。

(P P)

これまでの取組状況としましては、主にこちらに書いてあるとおりでございますが、先ほどの原則提供するブラックリストのフィルタリングのカテゴリーの基準、こういったカテゴリーにフィルタリングをかけるべきかという検討、これはよく耳にさせていただいておりますが、サイトの認定でございますが、サイトの認定につきましても、投稿機能のある、いわゆるコミュニティサイトの認定制度、投稿機能のない一般サイトの認定制度、2つの認定制度を持っております。

現在は、先ほど高須さんからもお話がありまして、スマートフォンのように新しいデバイスがどんどん登場してきております。同様に新しいサービスも登場してきております。こういったものに暫時対応するために、今年度から新技術対応検討部会というものを設置させていただきまして、新しい機器やサービスへの対応の検討をスタートしており

ます。

また、同時に子どもたちの利用環境を整備するだけでなく、18歳を過ぎても安心・安全、しかも自分のリテラシーの下にインターネットを使いこなせるような能力を培うために、啓発教育活動にも尽力をしております。

(P P)

まず、アクセス制限対象となるカテゴリーの改善につきましての検討でございますが、平成 20 年 9 月に意見書というものを発表させていただきました。それまでのアクセス制限の対象となっているカテゴリーのうちの一部を解除するような意見及び一部についてはもう少し改善をしてもらいたいということで、現在フィルタリング会社さんの方でもその意見を反映していただき、若干改善が進められているという状況でございます。

(P P)

また、認定制度につきましては、先ほど申し上げたとおり 2 つの認定制度を実施しておりますが、この中でも特に皆さんの耳目を集めるところはコミュニティサイトの認定制度でございます。基準につきましても、全部で 22 項目の基準を満たしていただくということになりますが、その中でも特に左側のコミュニティサイトのところにあります「(4) 青少年利用を前提とした利用環境の整備」、その次の監視体制の整備、ユーザー対応におきましては「(19) 注意警告対応・ペナルティ制度の実施」など、それぞれ不適切なユーザー、不適切な投稿に対して的確に対応していただくということを求めています。

また、サイト表現につきましては、ホームページやコミック、グラビア等のサイトを実施しているようなサイトさんを対象にしておりますが、この中でも事業者さんが御自分たちで配信するコンテンツにつきましては、自社で表現基準を定めていただいて、子どもたちに不適切なコンテンツは一般の書店やコンビニで行われているような区分陳列をしていただくというコンセプトでこちらの基準は定められております。

(P P)

コミュニティサイトの審査体制でございますが、審査は予備審査及び本審査の 2 段階に分けて行われております。予備審査の段階におきましては、申請されたサイトが審査対象になっているかどうかということを確認させていただいております。これまでの実績の中でも、そもそも 18 歳未満の利用禁止になっているサイトの申請があったりですとか、申請書を受け付けた後に会社の存在性確認をしたところ、実は実態のない会社であったりというような事態もございました。こういった申請を予備審査の段階でチェックしてはじめていくという行為を予備審査の段階では行っております。

予備審査を無事に通過した場合には、本審査の方に移りますが、本審査書類が大体全部ででき上がったところによりますと、キングファイルが 1 冊ぐらいの厚さの書類を提出していただきます。ただ、書面だけの審査ではございません。書面でいただいた情報が確かに実態と合っているかどうかということを確認し、内部及び外部にアウトソーシングした機関も使いまして、そのサイトの実態が申請された内容と一致しているかどうかを確認させていた

だいております。

また、現場にも実際に出向かせていただきまして、サイトの監視状況がどのような状況で行われているのか。すべて目視だけではなく、機械監視等を行っている場合には、機械監視を行っているシステム等についても確認をさせていただき、またその管理者にもヒアリング等を行わせていただいております。

無事に認定が出た場合につきましては、認定番号が付与されますが、認定期間というのは今の場合は1年間と定めております。特にインターネットの世界は技術変化が早くなっておりますので、例えばISOですとかプライバシーマークのように2年、3年という期間を持ってしまいますと、その間の変化率が非常に大きくなってしまいます。それもございますので、1年後に再度更新審査という形で、最初の審査と同等の審査をもう一度行うということで毎年毎年審査を行っている状況でございます。

また、審査認定後、実際その1年間の間は運用監視という過程に入りまして、運用監視の中では、私どもの方から認定事業者に対して定期レポートの提出を求めています。またユーザーさんから直接私どもに対して通報をいただけるような仕組みを御用意させていただいています。こちらでも暫時サンプリングの調査等を行わせていただいております。

審査・運用監視ともに、この段階で不適切もしくは疑問、疑義等が生じた場合には、段階といたしまして確認・指摘、一番重いものが是正という対応をとらせていただいております。

確認・指摘等につきましては、それぞれにおいての回答書を求めています。是正の場合につきましては、是正対象となる内容を明記させて郵送させていただいた上で、その是正対応が一定期間になされない場合については、認定の一時停止、認定一時停止後にもその対応が実際になされない場合には認定取消という対応をさせていただいております。現在のところでも認定取消につきましては、これまで2件発生しております。

(P P)

また、基準の見直しにつきましては、これまでも警察庁さんからもいろいろ御発表いただいていると思いますけれども、子どもたちの出会い系サイト以外における事件の発生、被害者の発生ということで、まだまだ件数が増えているという状況を真摯に受け止めて、私どもとしまして、子どもたちが犯罪の被害に遭わないための取組ということで、安心ネットづくり促進協議会さんとも御協力させていただきながら、私どもの基準の見直しを暫時進めております。

まず、安心ネットづくり促進協議会の中でコミュニティサイト検証作業部会というものが開催されましたが、この中で検討されている過程の中で、平成21年7月14日に大きな改訂といたしましては「青少年利用を前提とした利用環境の整備」というものを解説書の中に追加させていただきました。これは監視の強化、また一定の機能制限等をして、子どもたちが犯罪の被害に巻き込まれないようにということを規定した内容でございます。

また、安心協の中での作業部会で報告書が出されましたが、その内容の主な2点といた

しまして、利用者の年齢確認を通信事業者さんの方からサイト事業者さんの方に提供して機能制限を許可する。またいわゆるミニメールと言われるサイト内のメッセージ機能についても監視をした方がいいのではないかと提言としていただきました。

ただ、この2点両方につきましても、それぞれ年齢情報の提供につきましては、個人情報保護法との関連、ミニメールの監視につきましては、憲法や電気通信事業法に定められております通信の秘密等の関連がございますので、法的整備がどうしても必要だということでございます。

私どもの取組は確かに民間の自主的、主体的な取組ではございますが、法的な整理という問題に関しては、政府との協調がどうしても必要になりますので、総務省さんの方おきまして利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会の中で検討いただきまして、第二次提言をいただいたところでございます。

この第二次提言に基づきまして、平成22年7月23日に認定基準及び概説書の変更をさせていただきました。また、その過程の中で一部単独で変更できる部分につきましては、平成22年5月13日に一部外部サイトへの誘導等についての規定も変更させていただいております。

(P P)

また、機能制限、ミニメール等の監視につきましては、これまでも法整備がされる前にもいろいろ取り組んでいただいている事業者はございましたが、14ページ目に示させていただいているとおり、サイトごとにさまざまな取組をいただいているのも現状でございます。

ただし、それぞれの機能制限であるとかミニメールの監視そのものを基準に設定してまいりますと、多くの事業者の場合はやればよいということだけになってしまって、実は結果を求めることをしなくなってしまう可能性がある。これまでの私どもの審査の過程の中でも、基準はクリアーさえすればよいというような考え方に陥る事業者も幾つかございました。そういったことを防止するためにも、こういった手法は提示しながらも、手法を使って結果を出してほしいということを今回は基準の中に盛り込ませていただきました。

(P P)

具体的な基準の内容につきましては、16ページ目のところがございます基準が大きな変更でございます。要求項目は8項目といたしまして、これまでの記載に加えてサイト内のメッセージ機能を監視する場合には、利用規約とは別の通信当事者からの明確な同意を得るよう措置を講じることということで、第2次提言の中で法的整備をしていただきました通信の秘密の法的整備の中で解除する事由といたしまして、利用者から明確な同意が必要だということになっておりますので、サイト内のメッセージ機能を監視するということも明確に基準の中に記載させていただいた上で、違法にならないような手順を基準の中で整備させていただきました。

また、利用環境の整備のところでは、先ほど申し上げたとおり、結果を求めるような記

載内容という形で変更させていただきましたので、基準の内容につきましては、是非後ほど御覧になっていただければと思います。

(P P)

審査状況でございますが、19 ページ目でございますが、認定率でございますが、すべての申請が認定されているわけではございません。現在のところ、認定率は 67.6%、認定継続率については 48.5%、実に 5 割を割るサイトが、認定を受けても継続できていないという状況でございます。

(P P)

現在の認定サイトの状況でございますが、3 月 31 日現在の情報で恐縮でございますが、37 サイト当時ではございましたが、総延べ会員数が 8,700 万人、投稿数が約 7,000 万件毎日投稿されております。これを 24 時間 365 日監視していただくことによって、左側の青い部分でございますが、毎日 4 万件の投稿が削除されております。全体のパーセンテージでいきますと 0.06% 程度が削除されているという状況でございます。

逆説的に申し上げますと、99.9% の投稿が削除に値しない内容でコミュニケーションがされているという状況が確認されました。

(P P)

その他、サイト表現の認定制度等につきましては、先ほど申し上げた状況でございますので、資料の方を御確認いただければと思います。

(P P)

最後に 25 ページ目でございますが、新しい利用環境の整備ということで、スマートフォンだけではなくて、ゲーム機、パソコン等の利用も青少年に広がっております。これまでの携帯電話の場合には、携帯電話のフィルタリングということが非常に有効な手段だったわけでございますが、今後スマートフォン、携帯ゲーム機、PC 等につきましては、通信ルートが違うということもありまして、新たな取組ということで啓発教育等の重要性であるとか、監視の重要性が更に増してくるものと考えております。

(P P)

また、私どもの方としましては、これらの対応といたしまして、これまで携帯電話向けサイトだけの認定という形でしてございましたが、携帯電話向けサイトで認定させていただいておりました URL 情報を認定範囲の定義として今年度から今年 9 月に変更させていただきました。私どもが認定範囲として定義させていただいている URL の範囲の中においては、いかなるデバイスから接続しても認定状況をクリアーしていることということで内容を変更させていただいたところでございます。

(P P)

最終ページは啓発・教育活動になりますので、こちらも後ほど御覧いただければと思います。少し長引きましたが、申し訳ございません。どうもありがとうございました。

○清水座長 どうもありがとうございました。ただいま荒木さんと吉岡さんに御発表いた

だきましたけれども、御意見、御質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長です。荒木さん、吉岡さん、御報告ありがとうございました。

先ほど末松内閣府副大臣もおっしゃったんですが、最近、端末がスマートフォンとかゲーム機とか、勿論PCあるいはその他多様化している中で、それぞれそういう状況に対応すべく検討を始められ、御努力をされていると今の御報告で伺いました。

その点で、例えば荒木さんに伺いたいのは、こういう携帯電話サービスを運営する企業の違いを超えて連携をする中で、フィルタリングサービスの普及促進でありますとか、マナーやトラブルへの対応など進めてこられたわけですが、これらの御経験から、スマートフォン等の新しいデバイスというのが普及していく中で、今までの御経験を踏まえて留意すべき点とか、こういうところを今後の検討の中で配慮することが必要であるとか、お感じになっていることを教えていただければありがたいと思いました。

E MAの吉岡さんも同様なのですが、最後の方でやはりデバイスが非常に多様化しているけれども、その中で新しい利用環境に対応した方策が必要であるということはこの間の毎日毎日の取組の中から実感されているということで、技術的にできることもあれば、利用者の側がモラルとかそういうことで対応しなければならないことがあると思いますし、その点について更にもう少しだけ補足説明をいただければと思います。

と申しますのも、この法の成り立ちから言って、「表現の自由」と「通信の秘密」を限りなく尊重するということがございますが、現実的に青少年に対する被害というものを防がなければならない現場に2人ともいらっしゃるものですから、本当に簡潔で結構ですので、御意見を教えていただければ幸いです。ありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございます。それぞれごく簡単にお願いできればと思います。

○坂田委員（代理・荒木氏） 今、御指摘のありましたスマートフォン等への対応ということで、本当に私ども事業者の方でも新たな問題ということで、問題意識を持ちながら関係のところともいろいろと意見交換しながら進めているところでございます。基本的には子どもを有害情報から守るという基本的な考え方にのっとり、既存の法律の中でどういう対応ができるかということも含めて、関係のところとも連携を図りながらやっていきたい。

恐らく今回の見直しに当たっても、それが大きな課題の1つにもなっているかと思うので、いろいろな場、今回のこのような会議ですとか、総務省さんの中でも新しいワーキングも立ち上げたりですとか、そういう状況もありますので、そういう中できちんと議論していきたいと思っております。

○清水座長 吉岡さん、どうぞ。

○E MA事務局（吉岡氏） 何点かあるとは思いますが簡潔に申し上げますと、まず利用

者側の問題といたしましては、やはり普及啓発ということで啓発をしていただくということが非常に重要だと思いますし、保護者の方の御理解というのも非常に重要だと思います。それを前提に申し上げますと、事業者側の努力といたしましては、まずは監視。E M A の認定を取得するかしないかということは別としましても、サイト内の監視を実施するようなサイトが1件でも多く増えていただくということが利用環境整備に進むものと考えております。勿論、先ほど申し上げた機能制限等も同じことだと思います。

特にスマートフォンに関しては、フィルタリングの普及ということを考えていかなければいけないと思います。ただし、スマートフォンはこれまでの携帯電話と違いまして、無線等でもつながることもありますので、組み込み型のパソコンなどと同じようなフィルタリングの開発が必要だと思っています。

ただ、この開発が必ずしも十分進んでいるというような状況ではございませんので、この点につきましては、関係各省協議しながらフィルタリングの開発と普及という問題とをP C と併せて検討していく必要があるかと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。まだあるかと思いますが、自由討議の時間を設けておりますので、そのときにお願ひできればと思います。

議題(4)「青少年インターネット環境の整備等に係る自由討議」となっておりますけれども、今日の非常に重要な点であります検討課題について御審議、御意見を頂きたいというところがございます。

それでは、初めに事務局から資料6の御説明をお願いします。それを受けて各省庁からも御説明をお願いしたいと思います。

それでは、お願いします。

○高須参事官 それでは、資料6でございます。5ページまでございますが、これは事前に内閣府の事務局より照会させていただいた結果を事務局責任で分類し整理したものであります。内容の重複等あろうかと存じますが、御容赦ください。なお、案が12ございますけれども、これに限るということではございませんので、念のため申し添えます。

大きく1つ目、「(1) 保護者関連」ということで2つ案の記載がございます。

「(2) フィルタリング関連」ということで案3、案4、案5。特に案5については、今御指摘のあった新たなデバイスのこと。

「(3) 特定サーバー管理者関連」が4つございます。

「(4) その他」ということで3件、全部で12ということがございます。それぞれの中身につきましては、以後個別にコメントさせていただきます。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。資料6で案1から御説明があったわけですがけれども、これから各省庁から御説明を頂きます。その後、それぞれ保護者関連とかフィルタリング関連とか、まとめて構成員から御意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、初めに総務省からお願いしたいと思います。資料7でございますが、よろしくお願いいたします。

○鈴木消費者行政課長 総務省消費者行政課長でございます。お手元の資料7に基づきまして御説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、1ページを御覧いただきたいと思います。総務省では有識者で構成される研究会におきまして青少年インターネットの利用環境整備について検討を行っております。具体的には、利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会。堀部一橋大名誉教授が座長を務めておりますが、この研究会において検討を行っております。

検討体制のところでございますが、この研究会は大変広い範囲を扱う研究会でございますので、青少年インターネットに関しましては、今年9月にこの研究会の下に青少年インターネットワーキンググループをつくりまして検討を行うこととなりました。主査といたしましては、親会と同じく堀部先生、主査代理として藤川千葉大教授と宍戸東大准教授に御就任いただいております。

このほか、弁護士の先生、教育関係者、PTA関係者、携帯電話事業者、ISP、サイト運営者、フィルタリング事業者、監視事業者、第三者機関、啓発活動等を行う民間団体、NPO等といった20名以上にわたる多数の関係者の皆様に構成員として御参加いただきまして、幅広く偏りのない検討を行っているところでございます。

検討スケジュール、下のところでございますが、当面は1月下旬に中間報告ができるよう検討を行うことを想定してございます。これまでワーキンググループを1回行っておりまして、来週15日に第2回目を行う予定でございます。中間報告までに5回程度のワーキンググループの開催を予定しております。中間報告の後は2月以降の最終報告に向け、検討を随時行っていくこととなります。

具体的な検討事項が上がっているものについては、2ページを御覧いただきたいと思っております。まず、関係者に求められる責務の整理でございます。これは資料6のところでも出てまいりました4ページの案10の部分でございますけれども、青少年インターネット環境整備法施行以降、関係者によってさまざまな取組がなされてまいりましたけれども、特に民間事業者においては民間主導という基本理念にのっとり、実効性のある取組がなされてきたと考えておりますので、ワーキンググループにおきましても、こういった各関係者の取組の効果を検証し、責務を再整理しようというものでございます。

次に(2)のところ、フィルタリング関連でございます。これは資料6のところでは案3、案4、案5に当たるものでございまして、1点目がフィルタリング提供義務の在り方、2点目がフィルタリングの更なる普及、3点目がフィルタリングの実効性の向上についてでございます。

(3)保護者による青少年のインターネット利用の管理の在り方についてでございます。こちらは資料6の1ページの案1、青少年インターネット環境整備法第6条でもインターネット利用の管理の在り方、保護者の責務とされているとおりでございますけれども、保

護者による青少年のインターネット利用の把握管理が社会的に必要であるということは言うまでもございませんけれども、そういった中では保護者のネットリテラシー不足等の事情から、必ずしも円滑に把握管理がなされているとは言い難い面がございますので、こういった問題意識を背景に適切な管理・把握の在り方等について検討を行うものでございます。

(4) 特定サーバー管理者関連は資料6の2ページの案6でございますが、特定サーバー管理者につきましては、青少年インターネット環境整備法第21条で、青少年閲覧防止措置の努力義務が、第22条で連絡受付体制の整備の努力義務が課されておりますけれども、第21条では課せられていない積極的な監視の努力義務を特定サーバー管理者に課すべきなのかという点について検討してまいります。

監視ということにつきましては、表現の自由に関する影響や、監視する側の負担、また監視される側の心理的負担も大きいことから、多面的に、かつ慎重に検討を行っていく予定でございます。

(5) で実効性ある普及啓発の在り方、その他構成員から挙げられた検討事項について記載してございます。こういったワーキンググループでの検討状況につきましては、必要に応じまして、随時この検討会におきまして御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、経済産業省、お願いたします。

○吉川情報経済課課長補佐 経済産業省の吉川でございます。御説明させていただきます。資料がないので簡単に口頭で御説明させていただきます。

経済産業省におきましても、青少年のインターネット環境の整備に向けてということで、10月の末から11月の頭ぐらいにかけて研究会を立ち上げて、計5回ほど検討を行う予定でございます。

お手元の資料6の検討課題案で言いますと、特に案5の新たなインターネット接続可能な機器についてのフィルタリング提供義務の在り方の検討といった内容の検討が中心になるかと思われまます。議論には保護者の方ですとか、教育関係者、どうしてもこちらは機器メーカーの皆様の御協力も必要になるものですから機器メーカーの方に参加していただきながら検討を進める予定でございます。

また、これは私どもの省庁だけで検討できる内容でもございませんので、関係省庁の皆様ときっちり協力しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、警察庁、資料8をよろしくお願いたします。

○四方情報技術犯罪対策課長 警察庁からは資料8についてでございます。観点といたしましては、資料6にあります案7、案8、案9の課題に関連いたしまして資料8を御説明

いたします。また、この資料 6 の案 3 には名前を連ねておりませんが、警察庁としてはフィルタリングの更なる普及も大切だと思っているところでございます。

資料 8-1 というのをまず御覧いただきたいと思います。これは平成 22 年上半期の出会い系サイトに関係した事件の検挙状況についてということ。研究会ということで、事実関係につきまして中心に御説明したいと思っております。

下のグラフを見ていただければ端的にわかるわけですが、黒い棒グラフあるいは折れ線グラフが出会い系サイトの関係。赤い棒グラフ、折れ線グラフが出会い系サイト以外のサイトということで、いわゆるコミュニティサイトやプロフィールサイト等に係るものでございます。

棒グラフは被害児童でございますが、御覧のように法で規制されております出会い系サイトにつきましては、被害児童は減少傾向にありますけれども、出会い系サイト以外のサイトにつきましては、被害児童は増えておるということでございます。

2 枚めくっていただきまして、被害の内容につきまして簡単に御説明しますと、出会い系サイトにつきましては、児童の方も出会い系サイトと認識して入っている場合がそれなりに多いわけございまして、児童買春の被害ということが約 6 割ということございまして、出会い系サイト以外のサイトにつきましては、青少年保護育成条例違反が 6 割超。これはこういう買春目的とかではなくて、現実世界であってわいせつな行為について被害に遭ったということございまして。

もう一枚めくっていただきまして、被害児童の年齢構成でございますが、これも出会い系サイトの方がより高い年齢が多く、出会い系サイト以外につきましては、被害児童の年齢が少し低いということが見て取れるわけでございます。

資料 8-2 でございますが、出会い系サイト以外のサイトにつきまして、いろいろお取組の状況によりまして被害児童数がかなり減ったり増えたりいたします。お取組がそれだけしっかりしたものでありますと被害児童は減っていくというところが見て取れるところでございます。

その次、資料 8-3 でございますが、これは既に先ほど来、関係の事業者団体の方々の御発表にもありましたが、いわゆるコミュニティサイト等におきまして、さまざまな取組をされておられます。特にゾーニングというものが脚光を浴びております。といたしますのは、私どもの観点からいたしましても、悪意を持った大人が児童に接近をしていくということで、それをいろいろ阻止していただく取組をされておられるわけでありまして、大人が年齢詐称によって児童になりすましたりするところの防止というのは大切なことと思っております。

続きまして、その次の資料 8-4 になりますが、インターネット・ホットラインセンターの運用状況について御説明いたしたいと思っております。こちらは国分委員のインターネット協会様に委託してやらせていただいている事業でございますが、いわゆる違法情報等につきまして、一般の方々から通報を受けまして、それにつきまして削除要請をしていただい

たり、あるいは警察に通報していただくという取組でございますが、近年、通報も増えておりますし、その中で違法情報、有害情報というカテゴリーも大変増えておるといふことでございます。ちなみにここで言う違法情報、有害情報というのは一定の特別な定義をしておりますので、これは後ほどまた資料 8-5 で御確認をいただければと思います。

資料 8-6 であります。その中で私ども問題にしておりますのが、ホットラインセンターから削除要請をしていただきますと、かなりの部分は削除要請をいたしますと削除していただくのでありますが、まだ削除されないところが逆に言うと 2 割、3 割あるという現状でございます。

1 枚めくっていただきまして、削除されなかった違法情報の内訳ということで、いわゆる青少年にとって有害というよりかは、情報自体が即刑罰法令に触れる、そういう意味での違法な情報がこのようなものがたくさんある。削除要請に応じないサイトというのが特定の掲示板なりサイトに集中しておる傾向がございます。

もう一枚めくっていただきまして、削除要請に応じないだけでなく、全体なのでありますけれども、違法情報を発見したサイトが 2,000 以上あるのでありますけれども、それを見ますと連絡先が何も書いていないのでホットラインセンターから削除要請もできないというのが 6 割近くあるという現状でございます。

以上を踏まえまして、資料 6 の案 7 以降のところでございますけれども、案 7 で書かせていただいておりますのは、削除要請に全く応じない特定サーバー管理者のところは寡占化が進んでおりました、これはいかがしたものかと。場合によって刑事罰で幫助罪で検挙できるときもあるのでありますけれども、基本的には幫助罪はかなり要件が厳しいものですから、このような状況でも現状では検挙というわけにはいかないものでありますので、この点について社会全体としての御議論をいただければと思っております。

案 8 関係でありますけれども、これも先ほど申しました、この法律の 22 条に連絡体制の整備というのを書いてございます。努力義務であります。先ほど言いましたホットラインセンターの有害情報、違法情報と、この法律におきます青少年有害情報と定義が重なるものではございませんが、ほぼ似たものと考えていただいたときに、連絡先すら書いていないということが非常に多数あるということについての問題点があるのではないかと思っております。

案 9 につきましては、これも既に事業者団体の方からお話がありました話でありますけれども、出会い系サイト以外のサイトにおける被害児童が増えておる問題は大変憂慮しております。そのための非常に効果的な対策を今検討いただいておりますので、それにつきまして措置を進めていただければと思っております次第でございます。

長くなりました。失礼いたしました。

○清水座長 ありがとうございます。

最後に内閣府、お願いします。

○高須参事官 内閣府からは 3 件、案 3、案 5、案 12 を出しております。ただ、前 2 者、

案3と案5につきましては、既に説明がございまして、特に加えることはございませんので、残る案12、一番最後の5ページのところをお開きいただければと思います。

案12につきましては、ネットカフェの事業者でございますけれども、勿論、関係事業者でありますので、ネット法の5条の責務等を負っておりますところ、入店時の年齢確認始め、取組の実態といいますか、状況を把握しながら、青少年利用ということを想定して、必要に応じ対策を考えていくのかなというものであります。

まずは内閣府としては、日本複合カフェ協会というところがあるので、ヒアリング等、状況の把握に努めることを考えているところでございます。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。各省庁から御説明いただきましたが、資料6を御覧いただきますと、この検討会で検討していく課題ということで1～12の案が提示されているところでございます。御説明はそれぞれのところでしていただいたわけですが、これから御意見を頂きたいと思っております。

この12の案を検討会として取り上げていくかどうかという点、あるいはそれぞれの案に対しての御意見を頂きたいと思っております。大きな括弧ごとにまとめて御意見を伺いますが、先ほど事務局から御説明がありましたように、この案1～12までに限るという意味ではございませんので、この検討会として検討していく新たな課題というものがもし御提案があるということであれば、最後に伺いたいと思っております。

それでは、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、最初は案1、案2でございまして。これは保護者関連ということですが、読みませんけれども、2つ総務省から御提案をいただいたところでございます。この2つに関しまして検討会で取り上げるかどうかという点等について御意見を頂きたいと思っております。

どなたからでも結構ですが、曾我委員、どうぞ。

○曾我委員 インターネット法案ができて、一つひとつの法律を見ながらさまざまな取組がされる中で、企業に関しては法案に対して、どういうふうに努力したかというのは明確にわかるんですが、保護者に関しては本当に難しい。

つまり、保護者はどちらかというインターネットに関して自分たちに何もできないというような意思が非常に強くて、何を勉強してどう学べばどういうふうにするのがなかなか難しい状況にあって、保護者の理解が進まない。子どもと保護者が非常に遊離していくという部分があります。

そんな中で、普及啓発という文言の言い方でいいのかどうかというのがありますが、いかに子どもを守るか、保護者が大きな役割を担わなければならないということをどのように国民運動として周知していくのか。そうしないとどんなに企業がさまざまな努力をしてくれても、それが効果を持たないことになる可能性がありますので、その連携をどうするかというのは各省庁の連携の中でも見出していきたいと思っております。

保護者が感ってくるのは、先ほどの警察庁の資料8-1にあるように、保護者が一番最

初にインターネットの中で危惧したのが出会い系サイト問題でありました。出会い系サイト問題に対して非常にきちんと対処がされるようになってくると、それがコミュニティサイトに移った。そうすると、今度はコミュニティサイトをきちんと対処してくると、次はどこに移るんだろう。次にどこへ移るかというものがインターネットで次々出てくる。そうやって出てきても大丈夫な対応を国策としてどうつくり上げるのか。これは非常に重要で、それが見えてくれば保護者もわかりやすく対応ができるようになると思います。

そんな意味では、次々出てくる便利なものが必ず危険なものと同腹であるということを守護者が意識を持ちながら、子どもにどのようにどんな段階でインターネットと触れ合わせしていくのか。この基準が大事でこの基準がまだまだ微妙なんです。

隣に高校のPTAの皆さんがいらっしゃいますけれども、高校と中学校と小学校と幼稚園と保育園、全然違うけれども、そこまで子どもたちがインターネットに触れる道具を持っているということになると、それぞれの対象年齢に合わせた対応というものを考えないと、子どもたちというひとくくりですべての対応を見てもだめなのではないかなと。保護者の育成に関しても、年代別にきちんと育成していく普及啓発のシステムというか、そのことも考えねばならない。過去よりも法案ができ良くなっているのですが、保護者の意識としては複雑になっていっているという状況では、ここの部分は非常に重要ポイントになってくると意識しております。

○清水座長 大変貴重な御発言、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 私、高校の方のPTAですけれども、この青少年インターネット環境整備法ができたときに、ネットに関して一番初めどういった話をしたか。ホワイトにして一律フィルターをかけますというときに、スタートの段階からいったと思うんですけれども、小学生は小学生用、中学生は中学生用、高校生は高校生用という段階を踏まないと、小学校も高校も一律同じホワイトリストでフィルターをかけるのであれば反対しますというところから私どもは反対表明をしたんですけれども、どうもそれが悪い方に理解されたというか、ネット上でもいろんな意見が出まして、フィルタリングに反対派が高Pの高橋さんという勝手なことを言う人がいまして、私はそうではなくて、初めからフィルターをかけなさいと。ただし、すべて以前はネット育成法みたいな感じで意見がありましたので、ある程度できたらフィルターをかけたならそれは外せませんという規制がありましたので、小学生は別に外さなくてもいいかもわからないけれども、高校生はいろんな意味でネットにうまく社会人に出る前にやってほしいということで始まったんです。

そういったことからずっときまして、実際2年半ぐらい経ちました。この間にいろんな保護者に対する啓発活動もやってきました。リテラシー教育もしっかりやろうと、学校に対しては生徒に対していろいろなところでやってもらおうと。私どももこの2年間ぐらいいろんな相当数の保護者を対象にしたものはやったんですけれども、せいぜい1回のそういった大会的なところで保護者に対する説明会が300人とか500人とかそういった規模で

す。100回やっても5万人なんです。全部で保護者が約500万いますので、そういった人たちにすべていくかといふとなかなか行き渡っていない。ですから、ほんの一部のある程度理解力のある、見識のある保護者の方は出てきてくれますけれども、そうでない方はなかなか出てこない。ですから、単純に買い与えている保護者になかなかそういった意思が伝わらなかった。そこで学校側をお願いして、いろんな学校のPTAとかそういったときに子どもと保護者を一緒に並べてそういったリテラシー教育をやってくれませんかということによってやってくれた学校もあるんです。

でも、そこで一応文部科学省に相当強くお願いしたんですけれども、その当時、文部科学省さんもいろいろ問題があったんでしょうけれども、なかなか全面的に表に出たけなかつたところがあって、やはり学校で先生方がいかにそういったリテラシー教育をしっかりと子どもたちに説明できるか。そういった技量を持っている先生がどれだけいるのかということで、当初これができたときに、平成23年までにいろんな外部団体から講師を招いて教員の技量を上げますと、1年ごとにその成果をチェックしますというお話がありましたので本当にできますかとお話ししたんですけれども、ある程度そういうものがあります。でも、まだまだ足りない。これは小学校でもそうなんですけれども、やはり子どもと一番接点を持っている教職員をいかにして育てていくかということが、まず子どもたちにとっては一番必要ではないか。

今、あれだけいろんな問題が出てこないように、出会い系を規制してプロフィールサイト、コミュニティサイトが出てきましたけれども、それでも相当数は減ってきていると思うんですけれども、問題が出てきている。そういったときに逃げ道になる、相談相手になる先生方がもう少し増えてくれればこういった問題も減ってくるのかなと。

この2年、3年、あのとき私は5年間と言ったんですけれども、もう約3年経つと、保護者も3年で変わるんです。ですから、当時の一生懸命やってくれた人はもうみんな高校を卒業してしまって、また新しい中学生の保護者が入ってくるんです。皆さんも御存じだと思いますけれども、モンスターペアレンツ云々とよく批判されますけれども、年々ひどくなります。自分勝手に身勝手だという意見がその当時も出ていますので、そういった人たちのやるということは、やはり低学年の段階、幼稚園、小学校ぐらいからずっとやってこないで、中学生になってもなかなか協力体制をとれない。ですから、上からではなくて、下からですよというのがなかなか現実問題としてできていない。

高校の先生がある程度わかっているからではなくて、やはり小学生の段階から、小学校の義務教育の先生のきちとしたそういったリテラシー教育指導をやっていただきたい。ですから、私どもも今後いろんな意味で保護者とかこの手に対するものに関しては研修はずっと続けていくつもりですけれども、実際現実問題として2つほどタイプがありまして、1つが講習をやるとまたネットの話ですかという、皆さんからもうあれだけ聞いたのにといい意見が出ます。

もう一つは、携帯電話を持たせないようにしましょうというのではなくて、各家庭でル

ールをつくりましようやりました、それは公立高校と私立高校のある地区なんですけれども、公立5校、私立3校、8校のPTAが一緒になって、まず100%のフィルターをかけるような運動を地域で起こそうと。そして、家庭で利用するマナーをきちっと子どもたちと話し合おうというところが1つ出てきました。

私どもが2人が代表で出ているんですけども、やはり全国のトップにいても、それが各県連の方にずっと話を下していきます。今度は各県連から各単位PTAといいますか、相当数多いそれぞれのPTAまでいくのに温度差があるんです。そういったところをできるだけなくしていこう。

私たちが一番欲しかったのは、そういった一つひとつの単独の学校でそういった意見が出てくるのを非常に期待したんですけども、実際芽生えてきているということも現実問題なんです。

ですから、またネットかという話と、実際少しずつ根付いてきたかなということもありますので、これは勿論、保護者の問題が一番大きな問題になるかもしれない。でも、それと同時に、やはり子どもに関するものは、学校と家庭。よく何かあったら学校と家庭と地域と言いますけれども、地域はほとんど正直言ってネットに関しては理解力を持って指導していただける方というのは東京は別でしょうけれども、あとは難しい。

1つ毎回お願いするんですけども、いろんな問題で、とにかくこれだけ東京でいろんな会議をやっているのに地方自治に全く浸透していない。ネットの話にしてもそうですけれども、教育長が内容をよく知らない。進路指導の先生は一生懸命やっている、警察とも対応している。でも、義務教育課長が知らない。高校教育課長はほとんど無知に近い。そういった状況で各県内の教育委員会がしっかりした仕事をできるとは思えないんです。

ですから、こういったことを何回も言うんですけども、ここで再度これだけの省庁が集まっていますので、内閣府を中心にしてそれぞれの団体でもう一度力を合わせていただいて、全国挙げて、地方でもこういった話がちゃんといくような体制にしていきたい。

済みません、長くなりましたけれども、以上です。

○清水座長 ありがとうございます。まだ保護者に関して御意見があるかもしれませんが、あとほかの件も御意見いただきたいので、後ほどまた御意見を事務局へお寄せいただきたいということで次に移らせていただきたいと思いますが、今の御意見を踏まえて、総務省の方でいかがでしょうか。

○鈴木消費者行政課長 今、曾我委員、高橋委員から実態を踏まえたお話、また保護者の意識は非常に複雑でそこが重要だというようなお話。地域における浸透はこれからが課題だというようなお話も頂きましたので、当省の研究会におきましても、本日いただいた御意見を踏まえながら、またいろいろな取組とか実態を踏まえながら更に議論、検討を進めていきたいと思っていますし、また、その結果をこちらにも御報告させていただきたいと思っています。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。今、学校教育の関係が出ましたけれども、文部科学省から一言何かありましたら。

○勝山青少年課長 貴重な御意見、ありがとうございます。教育の情報化というものが進んでおりまして、来年度から新しい学習指導要領が本格実施されます。小学校は 23 年度から、中学校は 24 年度から、高等学校は 25 年度から。そのための教員の研修も進めているところですが、事業仕分けで教員研修センターさえ廃止と言われているところがございます。私ども、どのように教員に対して啓発活動を行っていくかということが非常に課題でございます。しかも、情報の部分が日進月歩でございます。なかなか教員の意識がついていかないというところがございますけれども、私ども関係部局とタイアップしながら、教員自身が子どもたちにきちんとした情報を伝えられるようにこれから努力してまいりたいと考えております。

○清水座長 それでは、保護者関連の 2 つの案につきましてですけれども、今、総務省からも御説明がありましたように、総務省の中にも WG をつくっていただいておりますので、そちらの審議状況をこの検討会に御報告いただきながら検討していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、次にフィルタリング関連でございます。資料 6 でいきますと、案 3、案 4、案 5 でございます。タイトル等読み上げませんが、内閣府とか総務省あるいは経済産業省からも御説明の中にあつた 3 件でございます。この点につきまして、この検討会で取り上げるかどうか、またそれに対する御意見を頂きたいと思っております。

どうぞ。

○国分委員 この法律の見直しを検討するという段階になりましたけれども、法律が衆議院で審議されている際に私も参考人と呼ばれて、当時の衆議院青少年問題特別委員長であつた玄葉光一郎さんともお話をさせていただく機会がありました。玄葉委員長はこの法律でコンテンツを規制しようとかというつもりは全くなく、ただ、民間事業者の取組の背中を押すぐらいの効果はあるだろうと言われました。まさに今日の T C A の御発表とかをお聞きすると、確かに民間の取組に対してそういう効果はすごくあつたのだなと感慨深く思いました。

このフィルタリング関連の案 3～5 の外側のコンテンツの部分も、各携帯事業者が使っているブラックリストのカテゴリー分けとの関係もあろうかと思いますが、ゾーニングの観点から忘れてはいけません。例えば今、携帯向けの子どもたちが喜ぶ漫画があります。普通の漫画だけだったらいんですけれども、ひどいものもあります。英国では、従来は児童ポルノは写真と C G 画像が対象だったのですが、聞くところによると今年 4 月から漫画も対象になった。その漫画の例の中に英語ですけれども、H E N T A I という言葉が出てくるんです。H E N T A I が国際語になってしまったと、少しショッキングな思いをしまし

た。

国が法律で規制することということではなく、民間の取組の背中を押すような視点からの検討があつてよいと思っています。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。フィルタリング関連につきまして、案3～5について、総務省、内閣府、経済産業省、警察庁の皆様が重要な課題として位置づけられていることについて、私も同様の認識を持っております。この間、法律が施行されてから「表現の自由」、「通信の秘密」という大変重要な法律の理念がある中、このようにフィルタリングについてかなり民間主導で具体的な取組が進んでいるということは大変皆様の御努力のお蔭様と思っております。

また、警察庁の御報告にありましたように、インターネット・ホットラインセンターの取組によりまして、例えば児童ポルノのブロッキングにつきましても、法律上大変難しい課題がある中、一定の政府の判断にも結びついてきて、あくまでも児童を守るというところが明確になっているということも重要だと思います。

しかしながら、今回、案3～5までまたフィルタリングについての課題が示されていますように、現実的にはさまざまな要因の中で、また、利用環境の変化の中で課題が残っており、これは見直しのときに優先的に明確にしておかなければならない部分ではないかなと考えます。

特に先ほど御報告いただきました荒木さん、吉岡さんも私の質問にお答えいただきましたように、案5に示されております新たなインターネット接続可能な機器についてのフィルタリング提供義務の在り方についても、大変喫緊の課題ではないかと認識しておりまして、経済産業省では技術面の基準であるとか、そういう御検討も含めた検討も開始されるでしょうし、総務省におかれましても、先ほど御紹介がありましたようなフィルタリングについても更なる検討をされる御予定であるということですので、是非そういう情報を頂きながら、この間の見直しにおいて、具体的なフィルタリングの向上といいたいでしょうか、改善といいたいでしょうか、あるいは実用化といいたいでしょうか、そういうことを先ほどの保護者関連とも併せて提起していくことが大変有用ではないかと考えます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。文部科学省、お願いします。

○勝山青少年課長 保護者のフィルタリングの啓発というのは大変重要だと思うんですが、そのほかに販売業者の方に注意を喚起、促すということも必要ではないかと思うんです。直営店ではフィルタリングについての説明というのをよくされていると伺っていますが、量販店とかの激安ショップなどの販売店では、余り満足のいくような説明がなされていな

いということがございますので、その点だけ是非お願いをしたいということでございます。
○清水座長 ありがとうございます。この件につきましては、内閣府、総務省、経済産業省等が関係しているというところですが、何か御意見を踏まえて御発言がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

総務省、どうぞ。

○鈴木消費者行政課長 まず、案5のスマートフォン等の検討ということで委員の先生方から御指摘いただきましたけれども、法の施行から技術の進歩とともに環境が変化しておりますので、スマートフォンとかゲーム機等、新たな機器への対応ということを検討していきたいと思っておりますが、その際には経済産業省さんの方でも研究会で検討されるということですので、十分に連携、協力を図って、また当省の研究会の中にも関係の各府省の皆様におブザーバーで御参加いただいておりますので、各府省の皆様方と連携を図りながら検討を進めてまいりたいと思っております。

また、今、文部科学省さんから御提起がありました量販店の関係でございますけれども、実態をよく確認して、その上で対応が必要なものなのかどうかも含め、研究会の中で確認させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○清水座長 ほかはよろしいでしょうか。ありがとうございます。このフィルタリング関係につきましては、今、総務所から御説明がありましたように、総務省の中にWGが開催される。あるいは経済産業省の方にもWGが予定されているという御説明がありましたので、それらのWGの開催の状況等を本部会に御報告いただきながら、これをベースに検討していきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、また資料6でいきますと(3)特定サーバー管理者関連でございます。案6は総務省関連で、案7、8、9と3つが警察庁ということで先ほど御説明いただきました。この特定サーバー管理者関連につきまして、本部会で取り上げていくかどうか、あるいは御意見を頂きたいと思っております。

どうぞお願いします。

○別所委員 特定サーバー管理者関連のところなんですけれども、案7、案8と案9についても、若干違和感があると思っております。違法有害情報対策と青少年が安全にインターネットを利用できる環境を整備しましょうというのか、ちょっと切り口が違うと理解しております。違法有害のところは勿論きちんとした対策をすべきだと思っておりますけれども、例えばここに書かれている、ちっとも削除しない人たちというのはアウトローに近いところで、アウトローに近い人たちというのは防犯的な観点から対策を進めるべきで、この法律そのものは青少年インターネット環境整備法の方は、民間できちんとした人たちが集まって、つまりアウトローではない人たちの集まりでいかにこれをつくっていかうとい

う話だと思っていまして、アウトロー対策をこの中に入れてしまうというのは、法律の性格も変わってしまうと思っておりますので、ここで検討するには適切ではないかなと思っております。

もう一つ、案7のところでも御紹介いただいておりますけれども、特定のサイトがちっとも削除しないのでということで、2割も削除されませんというところなんですけれども、いただいた資料のA社というところを去年の上半期、今年の上半期を見ると、それぞれ10%以上削除されなかったものなので、このA社の対策をすれば9割に上がるのは目に見えていて、ここはやはり執行のところできちんとしていただくというのがそもそもなのではないかなと思っております。

その意味で言うと、ここでストレートにこれを案7、8を入れてしまうのは違和感があるというのが意見でございます。

○清水座長 ありがとうございます。ほかに御意見がございましたらお願いします。

どうぞ。

○坂田委員（代理・荒木氏） T C Aの荒木でございます。先ほど来、表現の自由ですか、通信の秘密というような法律の理念というお話が何度も出されていたと思うんですけれども、こちらは私の方で拝見していましたが、案7で、総務省さんの方からも監視については慎重な対応が必要ではないかというような御発言もあったかと思うんですけれども、表現の自由等々の関係で、この辺については法的な側面からも十分な検討が必要なのではないかと。私ども事業者の方も、表現の自由、通信の秘密、そういったものと照らしながら事業をやっているという関係もございまして、この辺につきましては、是非慎重な検討をしていただきたいと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。ありがとうございます。今、御意見がございましたので、警察庁の方でお願いします。

○四方情報技術犯罪対策課長 御指摘の点に関係いたしまして、案7については、御指摘のとおり、これはどちらかというとアウトローの方々の方策でございます。ただ、私どもの認識といたしまして、アウトローのすべてが、残念ながら先ほど言いましたように刑事法で対応ができるものではないのではないかと考えております。

例えばアウトロー過ぎて比較をするのが適切かどうかというのはわかりませんが、暴力団対策というのを私ども警察ではやっておりますが、暴力団対策におきまして大事なものは、暴力団そのものを検挙していくということとともに、暴力団を利用しない、暴力団と付き合わないということも非常に重要な対策なのでございます。

ここはアウトローのサーバー管理者さんとはいえ、暴力団ほどひどいというわけではないものですからそんなことまで申し上げるつもりではないのでありますけれども、ただ、アウトローを周りの方々が認めていいのかどうかという、これ事業者さんだけでなく、ほかの一般のユーザーの方々も含めて、そういう考え方自体が御議論いただくことが大切なのではないかと考えております。

もう一点、案7、8、9とも、検討の上、警察で何かできるというものばかりではないと思っております、まさしく事業者の皆様方あるいは関係省庁の方々が中心になってやるべきことの方が多いのではないかと考えておりますので、そういう意味では監視の問題につきましても、そういう一定の条件なり主体なりいろんなものがあるかと思っておりますので、警察での監視という話では全く念頭に置いておるものではございませんので、その点だけ付言させていただきたいと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。案6につきましては、総務省が関係しますが、総務省は何か御発言はありますでしょうか。

○鈴木消費者行政課長 総務省でございます。案6で特定サーバー管理者の責任ですけれども、これも総務省の研究会の中で検討の課題として挙げさせていただいて今回提出させていただいておりますが、その視点といたしましては、先ほど御説明申し上げました表現の自由に関する影響、監視についての関係者の負担等の観点から、慎重にも慎重の上に検討していきたいということで研究会で検討していくということで、本日またそういった御意見も頂きましたので、その部分を踏まえて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。それでは、今、議論しておりますけれども、特定サーバー管理者関連の点でありますけれども、総務省、警察庁でのWGというので検討されていくということに関しては、こちらの検討会にも御報告いただきたいと思っております。それをベースに検討していくということになるかと思っておりますが、案7あるいは8に関しては、私は御意見もございまして、今回の法律の精神との関連という御指摘もございましたので、この点に関しましては少し検討させていただいて、事務局でまたすり合わせをさせていただいた上で、警察庁とも御相談させていただきながら位置づけを検討させていただきたいと思っておりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

どうぞ。

○藤原座長代理 先ほど別所委員の方から問題提起がございましたので、確認ですけれども、6、7、8とパケットで言われたんですか。

○別所委員 私が申し上げたのは、7、8と、若干9もというか。

○藤原座長代理 7、8、9と言われたんですか。失礼しました。先ほど国分委員の方から、ゾーニングのお話については、表現の自由、通信の秘密は最も重要ではあるんだけど、それを踏まえた上での検討が避けて通れない部分もあるのではないかという御発言があり難しい問題なのですが、案8については、恐らくこれは努力義務規定ですけれども努力義務規定というのは単なる訓示規定ではなくて、何らかの努力をなささいということで、それがはっきりしているかということと、別所委員は案7を問題にしておられるのかと感しましたので、7、8、9について、別所委員のおっしゃっているのが、全部同じ水準のかなという気がしたのでそこを確認したかったということなんです。

○別所委員 主に申し上げたのは7で、8のところは一応努力義務になっておりますので、

ただ、どこまでいっても努力義務は努力義務なので、民間でできる限界があるというところなので、ここに手を入れたからといってみんな必須で連絡先を書くわけではない。先ほどの話では、ちょうど所在を知らせていないサーバー管理者の件で、これは多分アウトローに近い方々だという意識でいますので、その辺はアウトロー対策として別途進めていただいた方がいいのではないかと考えています。

○清水座長 よろしいですか。

○藤原座長代理 ありがとうございます。一応、6～9のうちの7、8、9ということが確認できて、そこにまた若干のグレードがあってということですね。ありがとうございました。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げましたように、特に7あるいは8、9も関連するかと思いますが、この点については少し検討させていただいて進め方を決めていきたいと思います。また、メール等で御意見をいただければとありがたいと思います。

最後にその他でございます。案10、11が総務省からということで、案12は内閣府からの課題でございます。これについて御意見をいただければと思います。その他でございますか。

どうぞ、お願いします。

○漆委員 品川女子の漆です。12について1つあります。それは、インターネットカフェ以外でも青少年が端末を無料でいじれる場所がございますので、そういったものも配慮に入れていただきたいなということなんです。

これは利用のケースではなくて逆のケースなんです、量販店で勝手に使える端末からインターネット上の書き込みサイトへの殺人予告というものが書かれるというケースがあったそうです。捜査が入って学校も、その量販店の場所が防犯ビデオ等に映らない場所だったということで、結局犯人は特定されずにということで、その学校はそれでかなり被害を受けました。ということは、逆に言いますと、青少年がそういった場所で大人の目のないところで勝手に無料でインターネットの端末に触れるということでもありますので、インターネットカフェ以上にそういった場所の方が手軽に入れるということで、1つ頭に入れておきたいなという点だと思います。

○清水座長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。総務省、意見はないですけれども、よろしいですか。

どうぞ。

○鈴木消費者行政課長 総務省でございます。(4)その他のところで案10と案11ということで提出させていただいているところでございます。案10のところは、先ほど総務省の研究会での課題のところでも御説明させていただいた、研究会で取り上げる課題の中に入っているんですけれども、案11につきましては、ちょっと性質が違っておりまして、今回こういう形で事前に御紹介いただいて内閣府さんの方に提出させていただいた、各省

庁が保持するデータの共有、活用の在り方という部分でございますけれども、これは研究会の中でもいろいろな議論をするときにもっと定量的なデータに基づいた議論が必要なのではないかというような御意見をいただいております、そういう中で青少年インターネット利用環境整備の施策検討に当たりますと、客観的な指標に基づくことが必要だというような認識を持っております。

これは私どもの資料7の2ページの一番下のところにも少し書かせていただいておりますけれども、ただ、こういった指標につきましては、それぞれの各府省におきまして持っているものの共有化がなかなか図られていないという面もあると認識しております。そこで、こういった各府省において持っておりますような情報などを整理し共有化することが必要で、政府全体で取り組んでいくべき課題なのではないかということで、その意味で課題として意見として提案をさせていただいておりますので、総務省の研究会の中でこの課題を取り上げてまた御報告というものではないと考えており、ほかの課題とは趣旨が違うということで提案させていただいております。

○清水座長 御説明ありがとうございました。内閣府の方でありますでしょうか。

どうぞ。

○高須参事官 案12について漆先生の御指摘、大変おっしゃるとおりでございます、まさに青少年が使っているという想定といいますか、使い得るということで着眼して1つインターネットカフェというところがあったものですから、同様のところはもとより、調査方法等また検討いたしたいと思っておりますけれども、漏れのないように考えてまいりたいと思っております。

その関連で案11の方になりますけれども、今、総務省さんのお話で他のものとは趣旨が違うということだったんですが、これにつきましても別途研究会云々というのとは性格が違うのかもしれませんが、まさに各省庁で協議できることも多々あるかと思っておりますので、結論がどうなるかというのはまたあるんですけれども、少し枠組みを考えたいと思っております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。それでは、その他、3件まとめて御意見を頂きましたけれども、基本的には総務省のWGあるいは内閣府がヒアリングされるという御説明がありましたし、今、総務省との関連で御説明がありましたが、そのような検討結果をこの検討会で御報告いただきながら検討していくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。それでは、資料6で1～12までについてこの検討会で検討する課題ということが明確になったんですが、更に追加で新たにというのがありましたらお願いします。

では、清原委員、尾花委員。

○清原委員 1点だけ。これは追加というよりも、資料6で今回検討課題(案)として整

理していただいた（１）が保護者関連という表記になっていたものですから、先ほど曾我さんあるいは高橋さんの御意見を承っておりまして、勿論、保護者の責任も重いのですが、今回、総務省さんでは実効性ある普及啓発の在り方として、保護者、青少年及び教育関係者等に対する実効性ある普及啓発と書いていただいているように、保護者関連というよりも、もう少し当事者である青少年も勿論意識を変えていただかなければいけませんし、教育関係者はより一層責務があると思いますし、言い換えれば私もそうなんです、基礎自治体であります市町村も教育委員会と一緒にきちんとしていかなければいけないわけですが、保護者を強調して書かれる部分と、その他、青少年を取り巻く幅広い環境整備というようなところと分ける部分も普及啓発にあるのかなと思います、保護者を強調するということは大変重要だと思いつつ、自分の立場も含めて、再検討というか、進化のための検討があればと思ひまして発言いたしました。

以上です。ありがとうございます。

○清水座長 貴重な御指摘、ありがとうございました。

尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 これだけ検討課題がきちんとした形で出てきているというのは、１年半前のスタートしたころでは考えられないようなことで、ある意味、青少年のための環境整備が形的には整ってきているからこそだと思います。

ただ、技術的なこと、組織的な体制、環境づくりの枠組みといった取組がきちんできてきているのに、講演やセミナー等も全国津々浦々で開催され、普及啓発の環境も整ってきているのに、保護者や教職員の方たちによる具体的な取組が思うように進んでいません。それは、具体的な指導例・取組例が全くないからではないかと感じます。どうやって子どもと話し合いをしたらいいか、どんな事例や言葉で指導したらいいか、という具体的なマニュアルが無いに等しい状態の中、インターネットやケータイについてのセミナー等で一方的に話を聞くだけで「この話を活かして、帰ったら子どもと話しましょう、生徒に教えましょう」と言われてもすごく難しいはずだからです。

最近、ある自治体で行ったワークショップでは、日常生活の中で活用できる簡単な例を挙げて、受講者の方々と一緒に考えてみました。

ちょうど、神戸の北区で起きた殺人事件があったタイミングだったのでその話題を出し、「被害者となった少年のブログやプロフの画面が、ニュース番組等で報道されていたのをご存知ですか？」と投げかけてみました。当人はすでに亡くなっているわけですから許可はもらえないはずなのに、プライベートなことが書いてあるサイトをメディアが取り上げて、ニュースソースとして報道しています。また、皆さん御存じないと思いますが、ブログにある少年のいいところばかりがクローズアップされた報道を面白く思わなかった同世代の子どもたちが、「あのブログの中にはこんなことも書いてある」と、マイナスイメージなるブログ記事を選んで掲示板に書き込んだり貼り付けたりする現象が、ネットの中に見られたのです。彼らを感じた実物象よりも美化されるのが許せなくて、誹謗中傷のような

ことをあちこちで書いていたのです。

子どもたちの情報発信の見本となるメディアが、公人・私人にかかわらず、犯人であっても被害者であってもかかわらず、ブログやプロフを取り上げている現状を見て、メディアが取り上げることの是非とか、それを見た子どもたちが反発するようなことを書く心理などについて、グループディスカッションをしていただきました。女性セミナーでしたが、小さなお子さんのお母さんから子育てが終わった女性まで年齢はまちまち、インターネットの「イ」の字もわからないという方もいらっしゃいましたが、こんな題材であれば、誰もが参加できますよね？

グループごとに発表していただいた後、「テレビを見たときに、こんな風に御家庭や地域でお子さんと話せばいいだけなんですよ」と伝えると、皆さんうなずいていらっしゃいましたが、そういう身近な話題で話し合える方法や例を示してあげることが必要なのです。一般的な「ルール」や「マナー」や「情報リテラシー」を机上の空論で一方的に話して、あとはお任せ！ではなく、実際にやっていただいて「同じことをすればいいだけなんですよ」と導いてあげれば、どんな方でもすぐに実践できますからね。

あと、「GPSは安全だと信じている人は少なくありませんが、GPSはボディーガードではないんです。持たせて子どもの行動をパソコンの前で監視していても、安全は守れませんよ！」というように、だれにでもわかる表現で伝えるというテクニックが、現場では必要不可欠になってきています。そういう人材を育てないと！という危機感みたいなものを感じるんです。いつもでも一方的なお仕着せ授業のようなことをやっても、普及啓発が最終到達目標まではいかないのではないかと感じるのです。

今回の課題の中に、インターネットを利用した違法行為や犯罪行為を行うアウトローな人たちに対する取組も挙がっていますが、子どもたちには、安心して安全に正しく賢く便利に使えるようになってほしいということもさることながら、アウトローな人たちをこれ以上増やさないように導く義務が大人にはあると思うのです。少なくとも、今の子どもたちには、そんな悪いことをする大人にはなってほしくない。サイトの悪意のある利用方法とか、サイトを利用して青少年を誘惑するようなこととか、犯罪に巻き込むようなことをしない大人をつくるというのも、私たちがやるべき重要な最終目標ではないでしょうか。

18歳未満の子どもたちが安全に使える環境づくりをしながら、その子たちが自由に使えるようになったときに犯罪者にさせない。日本の安全なインターネット環境を保つために、よい使い方をしてくれる大人に導く。それが実現すれば、違法行為や犯罪行為を課題として考えなくてもいいような社会になるはずです。

そこに持っていくためには、教えることよりも自分たちで考えさせて結論を出させる。それを繰り返しやっていくことの方が大事であり、それは学校であっても家庭であっても、材料さえあればどんな人でもできるのです。そこをうまく伝えていけるような取組をしていくように私たちは努力していくべきではないかなと、最後になりましたけれども、思いました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。大変いいアドバイスを頂きました。以上、この検討会としてこれから検討していく課題について御意見を頂きました。

総括して、事務局として何か御発言はありますか。よろしいですか。お願いします。

○高須参事官 ありがとうございます。宿題的なところも含めまして引き続き御相談させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、以上、大変貴重な御意見をいただいたところでございますけれども、次回以降、今の課題を含めまして、また新たなことも御発言があるかもしれませんけれども、今後討議の中で検討させていただきたいと思えます。

多少宿題というのもありましたけれども、基本的には御提案の事務局の案1～12を踏まえて検討していくということになります。それ以外の御発言もございましたので、総合的に、また案1とか2とか関連で独立にできない部分というのはたくさんあったかと思えます。そういったことについては調整も必要であろうし、あるいは学校教育の関係というのは非常に重要なわけです。保護者に対してといっても、学校を中心としてという部分もありますので、そこら辺もうまく各省庁で連携してお願いしたいと思えます。それらの結果を御報告いただきながら審議していければいいなと思っております。よろしく願いいたします。

国民運動という話が出ましたけれども、熊本県で頼まれて、この問題ではなくて行ったんですけれども、長崎県で事件があったということで長崎県民運動というのがこの関係でやっているという御説明があったんです。ですから、それを各県がそれぞれの県民運動とかやっていくというのはあるかもしれませんし、あるいは国民運動という形で全国的に何らかの運動ができればいいかなということはおととい思ったところでございます。どうも本当にありがとうございます。

それでは、最後、今後の予定につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○高須参事官 最後になりますが、資料2でございませう。基本的にこの方向で進めさせていただこうと思っておりますが、まず次回です。第8回になりますが、11～12月の間で先生方、皆様の御都合のよろしい日を別途、事務局から御連絡させていただいて調整したいと存じます。

中身につきましては、法施行状況の取組の(2)としまして、新たな関係者の方からの発表、更に今日の討議、大変ありがたく拝聴しましたので、また踏まえた自由討議ということでお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○清水座長 本当にありがとうございます。それでは、以上をもちまして、第7回の検討会を終わりにさせていただきたいと思えます。大変貴重な御意見等を頂きまして、誠にありがとうございます。

